

公益財団法人岡山市町村振興協会 ソフト事業支援交付金交付規程

改正 平成29年4月1日
平成24年4月1日
規程第18号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山市町村振興協会（以下「この法人」という。）の定款第4条第1項第2号の規定による、この法人が市町村に交付するソフト事業支援交付金（以下「交付金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付金の財源)

第2条 交付金は、市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ）の収益金をもって岡山県がこの法人に交付する岡山県交付金を財源とする。

(交付金の配分基準)

第3条 交付金の市町村への配分については、客観的な指標等により、別に定める配分基準によって行う。

(交付金の対象事業)

第4条 交付金の対象となる事業は、市町村が行う地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業とする。

(会計処理)

第5条 理事長は、交付金について収支予算に計上しなければならない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人岡山市町村振興協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則（平成29年4月1日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。